

第1章　みどりの基本計画について

1-1　計画の目的

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定する基本計画として、みどりの保全や緑化の推進に関して、その将来像と基本方針、将来像を実現するための施策・取組等を定めるみどりのマスタープランです。

静岡市（以下、「本市」という。）では、平成27（2015）年4月施行の「静岡市みどり条例」で、本市のみどりに関する基本理念を掲げ、この基本理念の実現に向けて「静岡市みどりの基本計画」（以下、「本計画」という。）を定めるものとしています。

本計画では、生活環境の向上に資する「みどり」の保全、創出、利活用等に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本市におけるみどりのまちづくりの方向性を示します。

～「静岡市みどり条例」における基本理念～

- (1) 人と自然が共生し、安全で快適な生活を享受することができるまちづくりのために行われなければならないこと。
- (2) 都市の環境づくりとの整合を図り、後世に残るみどりを築くため、計画的に行われなければならないこと。
- (3) 市、市民及び事業者の協働のもとに、適切に役割を分担しながら行わなければならないこと。

1-2　計画改定の背景

本市においては、平成28（2016）年3月に静岡市都市計画マスタープランの改定を実施し、令和5（2023）年3月に第4次静岡市総合計画を策定しました。また、平成27（2015）年4月の前計画改定から、みどりを取り巻く環境（トレンド）は大きく変化しています。これらの背景を踏まえ、第4次静岡市総合計画の実現に向けて、みどりの保全、創出、利活用等に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため本計画を改定します。

<みどりを取り巻く環境（トレンド）>

- ・少子高齢化・人口減少
 - ・災害の激甚化・頻発化
 - ・グリーンインフラの推進
 - ・みどりに係る法改正等の近年の動向
 - ・都市公園に関する動向
 - ・生物多様性の保全
 - ・持続可能なまちづくり（SDGs）
 - ・脱炭素社会の形成
 - ・まちなかウォーカブルの推進
 - ・こどもまんなか社会の創出
 - ・新型コロナ危機を契機としたまちづくり
- ※詳細は「2-6　みどりを取り巻く環境（トレンド）」に整理しています。

■改定のポイント

本改定においては、経済成長時代のまちづくりや人口増加等を背景とした、みどりの量の確保に主眼をおいた前計画までの計画内容から、市民の Well-being（心豊かな暮らし）の向上を目指し、既存のみどりの価値向上や柔軟な利活用を推進する内容へと、計画の方向性の転換を図りました。

1-3 本計画が対象とする「みどり」について

本計画では、山地・丘陵地、海浜・港湾、河川・池沼等の自然環境や、公園、街路樹、公共建築物・民有地等の植栽、市街地内の都市農地や市街地周辺の里山・樹林地等のあらゆるみどりを対象とします。

また、公園や公共施設の植栽等の「施設緑地」、土地利用規制等がある「地域制緑地」、「施設緑地」と「地域制緑地以外」の「その他のみどり」を総称して「みどり」と定義します。

～本市における「みどり」の定義～

○公園等の「施設緑地」

- ・都市公園法で規定される都市公園、都市公園以外の公有地で公園に準じる機能を持つ施設、駅前広場、街路樹、運動場やグラウンドなどの民有地で公園に準じる機能を持つ施設、社寺境内地などの緑地。

○土地利用規制がある「地域制緑地」

- ・風致地区や生産緑地地区などの法規制等によって土地利用が制限されている緑地。

○「施設緑地」と「地域制緑地以外」の「その他のみどり」

- ・施設緑地および地域制緑地以外の山地・丘陵地、海浜・港湾、河川、遊水地等の池沼、里山・樹林地、公共建築物・民有地の植栽、住宅の庭や生垣等のみどり。

本計画で対象とする「みどり」は、適正な維持管理などの人間活動によって良好な状態が維持されるものであり、自然な状態で保たれている原生的な自然は対象外とします。多様な機能を持つ「みどり」は快適で安全な市民生活を支えている必要不可欠なものであり、本計画により「みどり」の保全、創出、利活用等に関する取組を総合的かつ計画的に推進することが重要です。



図 本計画が対象とする「みどり」

1-4 みどりに関わる分野間連携と分野別に見たみどりの効果

(1) みどりに関わる分野間連携の必要性

本市では、気候変動や災害の激甚化・頻発化、耕作放棄地の増加、子どもの遊び場の不足、地域の賑わい減少といった、市全体で抱える大きな課題が多くあります。このような課題を、みどりが持つ多様な効果を賢く利用することで解決に導こうとする取組の推進が求められています。

みどりの効果は、一般的に「存在効果」と「利用効果」に大別されます。「存在効果」とは、みどりが存在することによって都市機能等にもたらされる効果であり、ヒートアイランドの緩和、災害発生時の避難場所、火災発生時の延焼遮断、雨水貯留による浸水被害の軽減等の効果があげられます。また、「利用効果」とは、公園利用者にもたらされる効果であり、健康増進効果、子どもの健全な育成効果、地域コミュニティの活動を醸成する効果等があげられます。

このような、みどりの効果を地域課題の解決に役立てようという取組はグリーンインフラ（詳細はP53に記載しています。）と定義され、今後ますますの取組の推進が期待されています。

さらに、近年では、みどりの様々な主体による活動の場としての役割が高まっており、本計画ではみどりに関わる取組の分野間連携による促進を図ることで、多様な分野へのみどりの効果の波及を実現します。

(2) みどりに関わる取組において連携が想定される分野

本計画において分野間連携が想定される分野として、「第4次静岡市総合計画」の分野を参考に、「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」の7分野を整理しました。

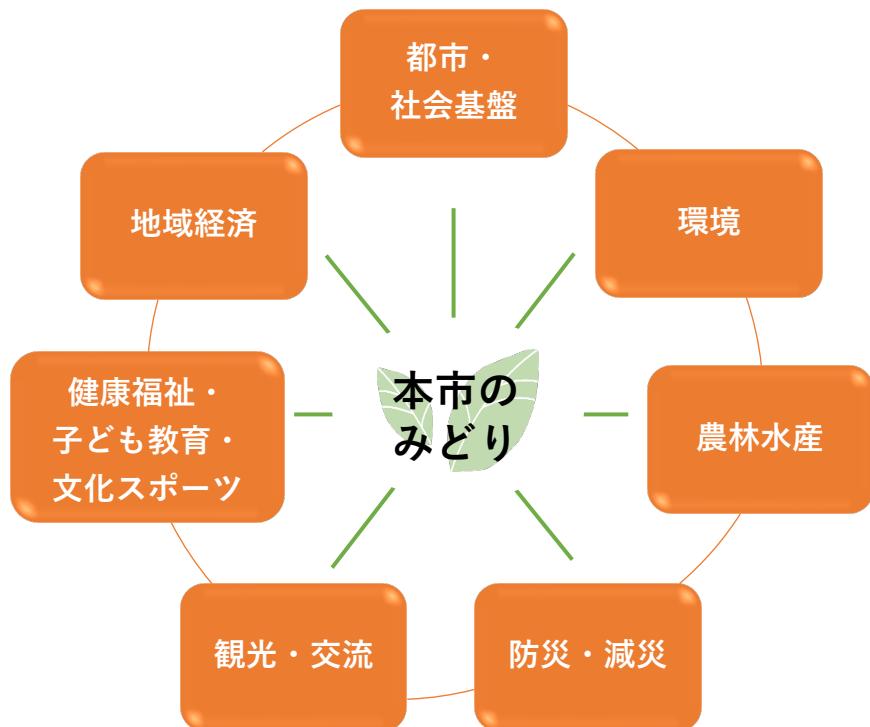


図 みどりに関わる取組において連携が想定される分野

(3) 分野別に見たみどりが持つ主な効果

分野間連携が想定される各分野におけるみどりが持つ主な効果について整理しました。

<分野別に見たみどりが持つ主な効果>

都市・社会基盤

- ・人と自然が共生する都市環境を創出する効果
- ・河川や街路樹による野生生物のネットワークを形成する効果

環境

- ・生物多様性の確保、ヒートアイランドの緩和等の都市環境の改善をもたらす効果
- ・多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある景観を形成する効果

農林水産

- ・農地や樹林地の存在による都市環境の維持、新鮮な農産物の供給、まちなかにおける生物の生息空間の提供、雨水貯留等の防災の効果

防災・減災

- ・災害発生時の避難場所、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
- ・火災発生時の延焼遮断、雨水貯留による浸水被害軽減の効果、水源かん養効果

観光・交流

- ・観光資源として観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
- ・地域コミュニティの活動拠点となる効果

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
- ・子どもの健全な育成の場を提供する効果
- ・地域の文化を伝承、発信する効果

地域経済

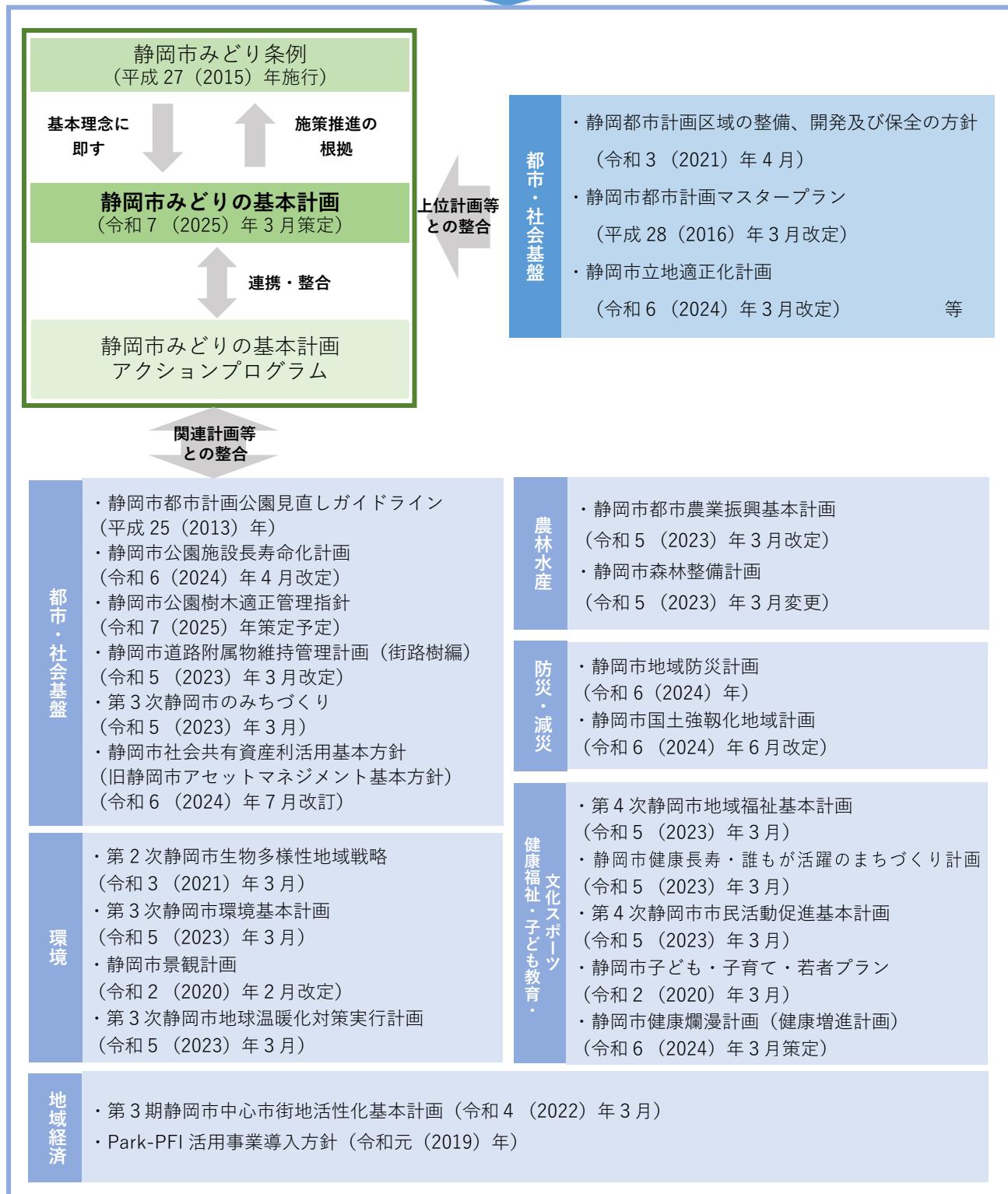
- ・地域コミュニティの醸成に寄与する効果
- ・公園が中心となったイベントの開催等により、地域経済を活性化する効果
- ・公園施設の管理や利活用に関する担い手としての企業の進出や雇用の創出等により経済を活性化させる効果

1-5 計画の位置付け

本計画は第4次静岡市総合計画や静岡市都市計画マスタートップラン、静岡市みどり条例をはじめとした上位・関連計画との整合を図るとともに、各上位・関連計画との連携強化により、取組を積極的に推進します。また、国土交通省が令和6（2024）年12月に公表した「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」との連携を図ります。

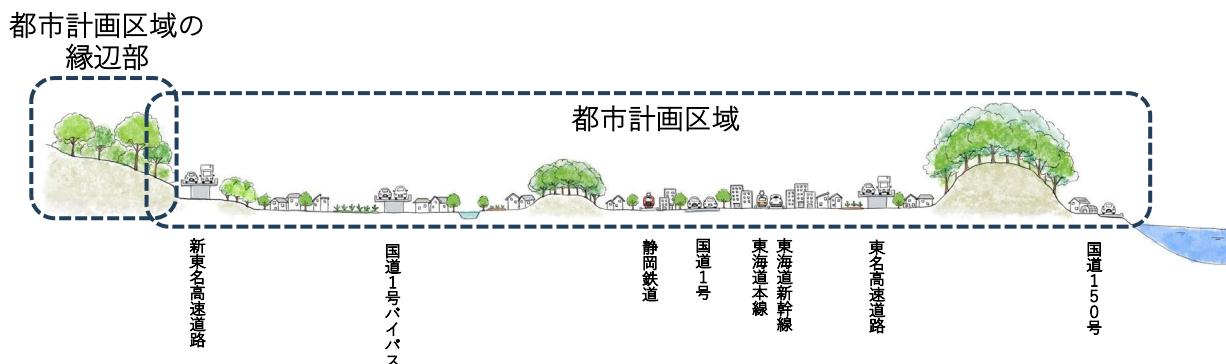
第4次静岡市総合計画（令和5（2023）年4月～令和12（2030）年3月）

整合



1-6 計画対象区域

本計画は都市緑地法に基づき、主に都市計画区域を対象として策定する計画です。しかしながら、本市は市域の約 80%が中山間地域となっており、自然環境の維持保全、都市の景観上、都市計画区域外のみどりは欠かすことのできない重要な要素であることから、本計画の対象区域は都市計画区域及びその縁辺部とします。



1-7 計画期間

計画期間は、令和 7（2025）年から令和 26（2044）年までの 20 年間とします。

評価指標の目標年度は、令和 12（2030）年を設定します。

なお、本計画は、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

1-8 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 みどりの基本計画について

計画の目的や改定の背景、計画の基本的事項を示したもの。

第2章 本市におけるみどりの課題

本市のみどりを取り巻く現況の整理、現況のみどりの評価を踏まえ、現況のみどりの課題を示したもの

第3章 みどりの将来像と基本方針

本市のみどりの目指すべき将来像と基本方針を示したもの

第4章 将来像を実現するための施策・取組

本市のみどりの将来像の実現に向けた施策の体系や具体的な施策・取組を示したもの

第5章 静岡市のみどりに関する新たな視点

本市のみどりに関する新たな視点を示したもの

第6章 計画の推進に向けて

本計画に基づく取組を着実に推進するための方策について示したもの